

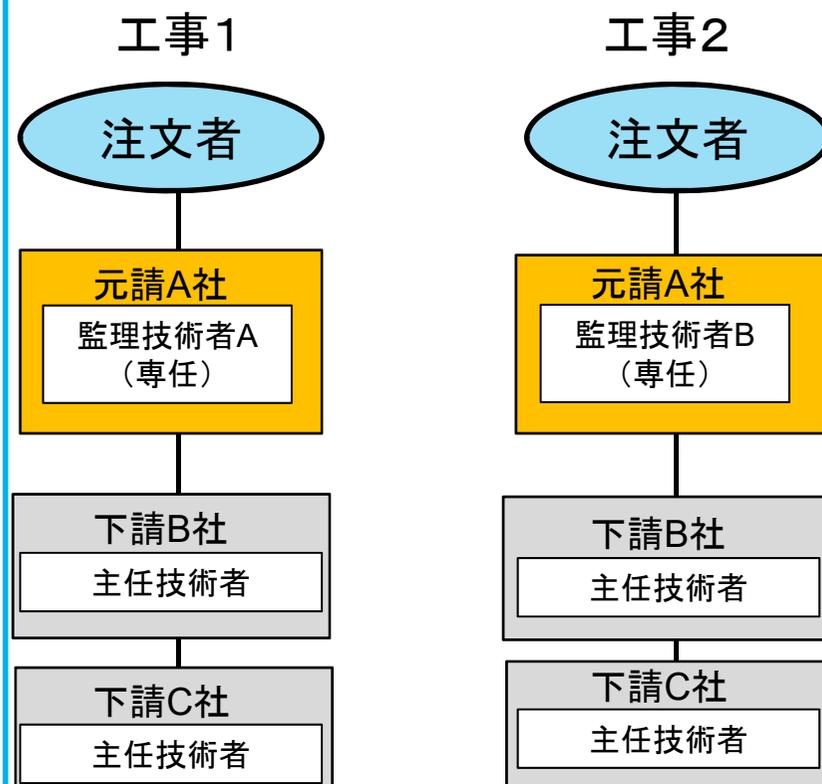
# 建設業法の改正に伴う 監理技術者の兼務について

---

# ○ 監理技術者の専任の緩和(建設業法第26条)

## 【現 状】

・建設工事の請負代金の額が3500万円(建築一式工事にあつては7000万円)以上である場合には、監理技術者は現場に専任のものでなければならない。



## 【改正後】

・監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任でおいた場合には、監理技術者の兼務を認めることとする。(2現場まで)



# 〈条文〉建設業法第26条

令和元年6月12日公布、令和2年10月1日施行

○建設業法(主任技術者及び監理技術者の設置等)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 公共性のある施設もしくは工作物又は多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負けた特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に選任で置くときは、この限りでない。

4 前項ただし書の規定は、同項ただし書の工事現場の数が、同一の特例監理技術者(同項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。次項において同じ。)がその行うべき各工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を行ったとしてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。

5 第三項の規定により専任の者でなければならない監理技術者(特例監理技術者を含む。)は、第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第二十六の五から第二十六条の七までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもののうちから、これを選任しなければならない。

6 (略)

# 特例監理技術者及び監理技術者補佐の兼務要件

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)及び監理技術者を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の取扱いについて

## ○特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置要件 (案)

### ①分任支出負担行為担当官工事であること

- ・電気通信設備工事は地方整備局会計事務取扱標準細則(平成14年3月28日国官第4136号)第22条第1項第5号に該当するもののうち本官工事として行うものも含む。
- ・営繕工事は地方整備局会計事務取扱標準細則(平成14年3月28日国官会第4136号)第22条第1項第6号に該当するもののうち本官工事として行うものを含む。

### ②工事の技術的難易度が原則2以下の工事であること。

- ・但し、施工能力評価Ⅱ型を適用した場合は、工事内容によっては認めても良い。

### ③兼務できる工事数は2件までであること。また、2件の請負代金(当初)の総額は原則4億円未満とする。

### ④兼務する工事が低入札工事でないこと

### ⑤兼務する工事が維持工事でないこと

- ※ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)等のこと

### ⑥特例監理技術者として施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること

兼務する工事の範囲(案)

中部地整管内 ・ 県内 ・ 事務所管内 ・ 出張所管内等※建設業協会支部単位で自治体名を明示予定

### ⑦監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること

### ⑧現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の「元方事業者による建設現場安全管理指針」において「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属のものをすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

※本運用については、監理技術者の兼任状況等を踏まえ、適宜、見直しの検討を行う予定である。